

キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合に助成されます。

助成額

一部拡充されました

増額の対象者が全ての非正規雇用労働者の場合でも、一部(雇用形態別・職種別等)の非正規雇用労働者の場合でも、賃金増額を行った労働者1人当たりの助成額を同額とします。

労働者単位で助成することで、現行よりも助成額が高くなる場合があります。

改定前

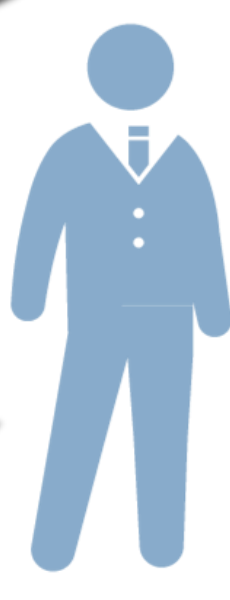
対象労働者数	全ての非正規雇用労働者	一部の非正規雇用労働者
1~3人	1事業所当たり 95,000円	1事業所当たり 47,500円
4~6人	1事業所当たり 19万円	1事業所当たり 95,000円
7~10人	1事業所当たり 28万5,000円	1事業所当たり 14万2,500円
11~100人	1人当たり 28,500円	1人当たり 14,250円

助成額増加

改定後

対象労働者数	非正規雇用労働者
1~5人	1人当たり 32,000円
6~100人	1人当たり 28,500円

2%以上増額改定
(中小企業の場合)



加算措置

改定前

対象労働者数	全ての非正規雇用労働者	一部の非正規雇用労働者
3%以上増額加算	14,250円	7,600円
5%以上増額加算	23,750円	12,350円

助成額増加

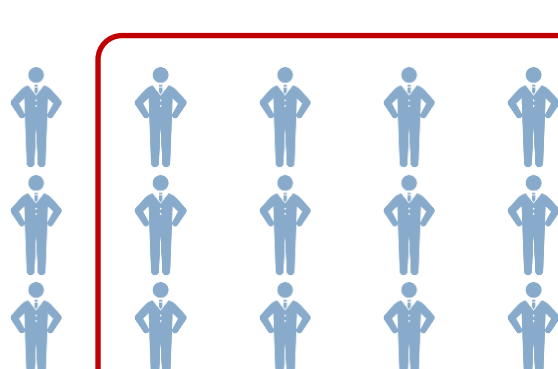
改定後

対象労働者数	非正規雇用労働者
1~5人	14,250円
6~100人	12,350円

(1人当たり／中小企業のみ)

例

中小企業の非正規雇用労働者のうち12人の賃金を3%以上増額した場合



改定前

助成額: **262,200円**

(14,250円+7,600円)×12人

3%以上増額加算

助成額増加

改定後

助成額: **513,000円**

(28,500円+14,250円)×12人

3%以上増額加算